

国民健康保険にご加入の方へ

1月から高額療養費制度が変わります



平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。今までよりも所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

70歳未満の方の自己負担限度額(平成27年1月から)

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降
ア	所得が901万円を超える	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%	140,100円
イ	所得が600万円を超え 901万円以下	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%	93,000円
ウ	所得が210万円を超え 600万円以下	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%	44,400円
エ	所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 所得＝総所得金額など－基礎控除(33万円)

※2 過去12カ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額が適用されます。

高額療養費制度とは

医療費が高額になった際、皆さんの負担が軽くなるように、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになる制度です(限度額を超えた医療費は国保が負担します)。限度額は、70歳未満の方と70歳以上の方で異なります。

限度額適用認定証の有効期間も変わります

現在交付している70歳未満の方の認定証は、今回の変更に伴い有効期間が平成26年12月末日までとなっています。そのため、有効期間が平成27年7月までの新しい認定証を12月中旬ごろに郵送します。(申請は必要ありません)

高額療養費の払い戻しの対象となる方には申請書が届きます

限度額認定証を医療機関の窓口で提示しなかった場合や、同じ月内に複数の病院にかかった場合などで高額療養費の払い戻しの対象となる方には、役場から申請書を郵送しています。申請書が届くまで、診療月から2～3カ月ほどの期間を要しますので、ご了承ください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

農地・山林を所有している方も対象になります



農林業の国勢調査 2015年 農林業センサス

農林水産省では、平成27年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる『2015年農林業センサス』を実施します。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される、極めて大切な調査です。調査へのご理解とご回答をよろしくお願いいたします。



【調査の概要】

農林業センサスは「農林業経営体調査」と「農山村地域調査」の2つからなります。

▶農林業経営体調査／農家や林家、会社や集落営農など、農林業を営んでいるさまざまな経営体の実態を正しく把握するための調査で、全国の農林業を営んでいる方(農林業経営体)が対象になります。

▶農山村地域調査／農山村地域の現状を把握するための調査で、全国の農業集落が対象になります。調査は、集落に精通されている代表者の方などをお願いします。

【調査の期日】

平成27年2月1日現在において、調査を行います。

【農林業経営体調査】

▶調査の対象／一定規模以上の農林業経営体のほか、農地・山林を所有している方も対象になります。

▶調査の方法／平成26年12月中旬から調査員が農地・山林を所有している方々を訪問して、状況の聞き取り調査を行います。このうち、過去5年間に農林業を新たに始めた、もしくは以前から営んでいる方に「農林業経営体調査票」をお配りし、ご記入いただきます。調査票については、調査員が後日、回収に訪問します。

▶調査票の管理と情報の保護／農林業センサスは、統計法に基づく基幹統計調査です。調査票に記入していただいた内容は、定められた目的以外に使うことを法律で禁じていますので、利用目的以外に使用することは絶対にありません。また、統計法では、国や地方公共団体、統計調査員などの調査員関係者が、調査により知り得た情報を他に漏らしてはならないと義務付けており、反した場合の罰則も定めています。

▶結果の利用／農林業・農山村の動向を都道府県、市区町村、さらに地域ごとに明らかにして、これらの課題に対応します。さらに、若者たちが希望を持てるように「チャレンジする農林業経営者」を後押しする施策や「美しく活力ある農山村」を創り、次世代に継承する施策の企画・立案に活用されます。

問い合わせ先／役場総務課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

川湯中学校

地域公開参観日

12月13日(土) 全日公開

▷午前の部(授業)／8:40～12:10
▷川湯ばやし演奏／13:00～13:20
▷午後の部(授業)／13:25～14:15

川湯中学校

検索

川湯中学校の様子は
ほぼ毎日
ホームページで公開しています
どうぞ、ご覧ください
地域公開参観日の情報もあります

問い合わせ先／川湯中学校 ☎ 4 8 3 - 2 3 3 7